平成29年度 需要家側エネルギーリソースを活用した バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金 (VPPリソース導入促進事業)

公募要領

平成29年6月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。
 - また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した設備等の法定耐用年数期間をいう。
 - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
 - ※ 法定耐用年数とは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (平成28年3月31日財務省令第27号)」に規定するものである。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、 受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還し ていただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の 交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する ことがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で 公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年8月27日法律第179号)」(以下「補助金適正化法」という。)の第29条から 第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理 解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

目次

1. 事業概要
1-1.事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1-2.事業名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1-3.予算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1-4.補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1-5.補助対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
1-6.補助対象設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
1-7.補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
1-8.補助金額及び補助上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1]
1-9.申請単位と回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
1-10.上限額・下限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
1-11.補助事業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1-12.公募期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1-13.事業全体スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 交付申請•交付決定
2-1.交付申請時の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2-2.交付申請書のファイル作成・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2-3.書類提出先と受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2-4.審査及び交付の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3. 事業開始~完了
3-1.補助事業の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3-2.計画変更等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3-3.中間検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3-4.補助事業の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3-5.実績報告及び額の確定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3-6.補助金の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3-7.実証への参加について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3-8.取得財産の管理等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
3-9.交付決定の修正または取消、補助金の返還、罰則等について・・・・・・ 20
3-10.暴力団排除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3-11.個人情報の取扱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
4. 提出書類の作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

全体概要

<u>平成29年度</u> <u>需要家側エネルギーリソースを活用した</u> バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金について

バーチャルパワープラント(以下、「VPP」)とは、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等のエネルギー設備やディマンドリスポンス(以下、「DR」)等のVPPリソース導入促進事業者側の取り組み等、電力グリッド上に散在するエネルギーリソースを統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたもののことを言う。

平成29年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金(以下、「本事業」)では、VPP実証に要する経費を補助することにより、高度なエネルギーマネジメント技術を用いて、エネルギーリソースを供給力・調整力等として活用するビジネスモデルの構築やネガワット取引の活用の機会の拡大を図る。これにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

本事業は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所(以下、「IAE」)と一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」)が共同で執行する。補助金申請者や補助対象経費に応じて、申請書を提出する団体や参照する公募要領等が異なるので、注意すること。

事業分類表

分類	事業名	執行団体	事業内容	主な補助対象経費	補助率
А	VPP構築実証事業	IAE	B・D事業で登録されたリソースアグリゲーター及び採択されたVPP基盤事業者と共同でVPP実証を行い、VPP構築に向けて技術実証、制度的課題の洗い出しを行う事業。	人件費、システム開発費 等	1/2以内
В	リソースアグリゲー ター事業	SII	需要家と直接VPPリソースの制御に 関する契約を行い、VPPリソースの遠 隔制御・統合管理を行う事業者が、A 事業で採択された親アグリゲーターと 共同で実証を行う事業。	人件費、システム開発費 等	1/2以内
С	VPPリソース導入 促進事業	SII	A事業で採択された親アグリゲーター とB事業で登録されたリソースアグリ ゲーター事業者が制御を行う蓄電池 等のVPPリソースや制御装置等の導 入を支援する事業。	蓄電池、PCS、EMS、制御 装置、導入工事費等	定額 1/2以内
D	VPP基盤事業	IAE	A事業で採択された親アグリゲーターのVPP実証を支援し、事業課題等の調査・分析及び必要なシステム開発を行う事業。	人件費、システム開発費 等	定額

本公募要領

1-1.事業の目的

本事業は、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等のエネルギー設備やディマンドリスポンス等のVPPリソース導入促進事業者側の取組等、電力グリッド上に散在するエネルギーリソースを統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたものの構築を図る実証事業に要する経費に対して、当該経費を補助する事業に要する経費を補助することにより、高度なエネルギーマネジメント技術を用いて、エネルギーリソースを供給力・調整力等として活用するビジネスモデルの構築やネガワット取引の活用の機会の拡大を図る。これにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

1-2.事業名称

平成29年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

1-3.予算額

40億円の内数

1-4.補助対象事業

日本国内において、バーチャルパワープラント構築のためリソースアグリゲーションビジネスを行う者として SIIが登録した事業者(以下、「リソースアグリゲーター」という。)とVPPリソースの制御に関する契約を締結し、蓄電システムやエネルギー管理システム(以下、「EMS」という。)、制御装置等を導入する事業を 対象とする。

IAE担当事業 電力小売·電力市場 等 電力取引 電力取引 調整力提供 調整力提供 [Type II] 親アグリゲータ-[TypeⅢ] 親アグリゲーター 統合管理 統合管理 リソース [Type I] Type I アグリゲーター リソース リソース アグリゲーター アグリゲーター VPPリソースの制御 、 VPPリソースの制御 VPPリソースの制御 に関する契約・ に関する契約・ に関する契約・ 遠隔制御 ↓ 遠隔制御 遠隔制御 需要家・VPPリソース SII扣当事業

<u>事業イメージ</u>

1-5.補助対象事業者

下記の全ての要件を満たす事業者をVPPリソース導入事業者とする。

- ① リソースアグリゲーターとの間で、VPPリソース導入促進事業に係るVPPリソースの制御に関する 契約を締結できる者であること。
- ② リソースアグリゲーターの責任により、導入したVPPリソースがバーチャルパワープラントに活用できなくなった場合の財産処分の補償についての事前取り決めに同意していること。
- ③ 補助金の申請及び交付に関する手続き及びその他SIIの定める手続きについて、リソースアグリ ゲーターを通じて行うことについて同意していること。
- ④ VPPリソース導入促進事業においてリソースアグリゲーターから提出される、申請に関する情報及び補助対象設備の活用状況等について、国及びIAE、D事業の採択事業者に情報提供が行われることについて同意していること。
- ⑤ 原則、VPPリソース導入促進事業により設置する補助対象設備の所有者であること。
 - ※リース等で、設備使用者と導入設備の所有者が異なる場合、設備使用者と所有者で共同申請を行うこと。
 - ※ 割賦販売は対象外とする。(個人のカード決済による分割払いは除く)
 - ※ 詳細はP.14補足2を参照のこと
- ⑥ 法定耐用年数の間、導入設備等を継続的に維持運用できること。
 - ※ 取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとする時や、VPPリソース導入促進事業の目的通りに 使用しなくなった場合は、予めSIIの承認を受けなければならない。
 - ※ その場合、補助金の返還が発生する場合がある。
 - ※ 詳細はP.17補足4を参照のこと。
- ⑦ 導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、リソースア グリゲーター、SII及び国からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。
 - ※ 提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSII、もしくはIAEから公表される場合がある。
- ⑧ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は受け付けない。

1-6.補助対象設備

下記の設備を補助対象設備とする。

但し、当該事業のリソースアグリゲーターによって遠隔制御が可能なものであること、または遠隔制御を行うために必要不可欠な設備であること。

(1) 蓄電システム

補助対象とする蓄電システムは、その用途・仕様から下記表の通り分類する。

なお、将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備 後のさらなるコストダウンを加速させるため、<u>補助対象となる設備費が、機器毎に設定した目標価格以</u> 下の蓄電システムのみ補助対象とする。

	蓄電システ	,	目標価格等		
	機器仕様		目標価格 区分	保証年数	目標価格
ZEH事業で登録される蓄電池				10年~	15万円~
4,800Ah・ セル未満	ZEH事業で	蓄電容量/定格出 力が2.0以上	家庭用	15年以上	22.5万円/kWh
	登録されな い蓄電池	蓄電容量/定格出 力が2.0未満	産業用		05 T T (1) W
	4,800Ah・セル	以上	業務用	Ι	25万円/kW

- ※ 家庭用蓄電池は、P.9補足1の基準をすべて満たしていること。
- ※リソースアグリゲーターが遠隔制御するための設備(HEMS、ゲートウェイ等)を必ず導入すること。(既存設備で遠隔制御できる場合は新規導入する必要ない)
- ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される 蓄電池部の容量とする。
- ※ JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。
- ※ 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。(原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。ただし、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。)
- ※ 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と 一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kW あたり1万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てとします)
- ※ 中古品は補助対象外とする。
- ※ 法規的な定めによる安全上の基準等を全て満たしている設備であること。

(2)家庭用EMS·計測·制御·IoT化機器

下記の設備を補助対象設備とする。

①HEMS機器

民生用住宅等においてVPPリソース管理を行うために必要な本体機器、計測装置、制御装置、 通信装置、ゲートウェイ、モニター装置等。

②家庭用設備IoT化機器

家庭用設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な機器。

- ※ 電気自動車充放電装置(以下、「V2H」という。)とエコキュートに対するIoT化機器に限定する。
- ※ IoT化機器のみを補助対象とするが、分離ができない場合は本体装置ごと補助対象とする。
- ※ V2HはECHONET Lite Release J(平成29年8月末頃公開予定)を搭載していること。
- ※ エコキュートはECHONET Lite Release Iを搭載していること。

(3)業務用·産業用EMS·計測·制御·IoT化機器

下記の設備を補助対象設備とする。

①業務用·産業用EMS機器

ビル・工場等においてVPPリソース管理を行うために必要な本体機器、計測装置、制御装置、通信装置、ゲートウェイ、モニター装置等。

②業務用·産業用設備IoT化機器

業務用・産業用設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な機器。

※業務用電気自動車充放電設備を導入する場合、IoT化機器のみを補助対象とするが、分離ができない場合は本体装置ごと補助対象とする。

【補足1】家庭用蓄電池の補助対象の要件

項目	登録要件詳細
①蓄電池パッケージ	蓄電池部(初期実効容量1. OkWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されていること。
②ECHONET Lite	「ECHONET Lite Release H」以降の規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。
③AIF認証	エコーネットコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフェイス仕様書に 準拠した製品の仕様適合性認証(以下、「AIF認証」という。)への準拠していること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。
④性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。
⑤蓄電池部安全基準	■リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機 関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による 認証がなされている場合、「「JISC8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ■リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二 の二」に記載の規格に準拠したものであること。
⑥蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用 した蓄電システムのみ	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C 4412-1」または「JIS C 4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
⑦震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用 した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE – CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。
⑧保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該公募対象者以外の保証(販売店保証等)は含めないこと。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償とする。

- ※ 詳細は、「平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」の「家庭用蓄電池登録要領」を参照し、蓄電池メーカーが登録申請を行うこと。
- ※ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業で登録対象外の蓄電池で、VPP事業で対象となる家庭用蓄 電池を登録する場合は、VPP事業へ登録申請を行うこと。
- ※ 登録方法等の詳細は、別途SIIのVPP事業担当窓口(P.22参照)に相談すること。

1-7.補助対象経費

補助対象経費は下記の通りとする。

[区分	備考
	家庭用 蓄電池	SII に事前に登録されたパッケージ型番の範囲 (蓄電池本体、PCS、リモコン、計測・制御装置、専用表示装置、筐体、他)
	産業用蓄電池	 蓄電システム本体機器 蓄電システム制御装置(対象蓄電システムに付随するものに限る) 計測・表示装置(対象蓄電システムに付随するものに限る) 筐体(対象蓄電システムを収納する外箱、コンテナ等) SIIへの登録は不要だが、パッケージ型番を付与すること ※見積書に必ずパッケージ型番を記載すること
設備費	家庭用 EMS 計測·制御 IoT化機器	 【HEMS】 ・ データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等) ・ 通信装置(ゲートウェイ装置、通信アダプタ等) ・ 制御装置(機器の制御に係るコントローラ等) ・ モニター装置(専用端末等) ・ 電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤 ・ 温湿度センサ等 【IoT化機器】 ・ V2H機器の内、VPPリソースとして管理するために必要な範囲 ・ エコキュートの内、VPPリソースとして管理するために必要な範囲 ・
	業務用·産業用 EMS 計測·制御 IoT化機器	【EMS】 ・ データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等) ・ 通信装置(ゲートウェイ装置、通信アダプタ等) ・ モニター装置(専用端末等) ・ 電力使用量の計測に係るパルスピック、電流計、積算電力量計 ・ 温湿度センサ等 【IoT化機器】 ・ 空調・照明・自家発電・業務用EV充放電器等の設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な設備 ・ 業務用EV充放電機器のみ、IoT化機器と分離できない場合は、全体を補助対象とする
工事費 据え付け費		補助対象設備の導入に不可欠な工事又は据え付け等に要する経費 ※ 新築の民生用住宅に蓄電池・V2H機器・エコキュートを導入する場合で、工事費を明確に分離できない場合は補助対象外とする。 ※ 補助対象設備以外の設備(再生可能エネルギー発電設備、電気自動車等)の導入に係る経費は補助対象外とし、補助対象経費との切り分けを行うこと。

- ※ 交付決定が行われる前に係る経費(事前調査費等)や、交付決定前に行われる契約・発注行為に係る経費は対象外とする。
- ※ 消費税法に定める消費税・地方消費税は補助対象外とする。
- ※ 土地の取得及び賃借料は補助対象外とする。
- ※ 既設設備等の撤去費用、除却あるいは廃棄に要する経費は補助対象外とする。
- ※ 自社調達の場合は利益排除を行うこと。(詳細はP.18補足5参照)
- ※補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等(補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう)を含めないこと。
- ※ その他、SIIが対象外と判断した経費は、補助対象外とする。

1-8.補助金額及び補助上限額

補助金額及び補助上限額は、下記の通りとする。

	設備費							
		目標価格等				補助金	工事費	
設備	設備区分		格 保証 目標価格 年数		補助金額	上限額	据え付け費	
			10年	蓄電容量 1kWhあたり 15万円				
			11年	蓄電容量 1kWhあたり 16.5万円				
		家庭用	12年	蓄電容量 1kWhあたり 18万円	初期実効容量 1kWhあたり	設備費の	5万円(定額) または1/2以内の いずれか低い方	
蓄電シ	ステム	1	13年	蓄電容量 1kWhあたり 19.5万円	4万円 (定額)	1/3以内		
			14年	蓄電容量 1kWhあたり 21万円				
			15年 以上	蓄電容量 1kWhあたり 22.5万円				
		業務用産業用	-	定格出力 1kWあたり 25万円	定格出力1kW あたり8万円 (定額)	設備費の 1/3以内	1/2以内	
家庭用 EMS	HEMS		-		1/2以内	5万円	5万円(定額) または1/2以内の	
計測·制御 IoT化機器	IoT化機器		_		1/2以内	V2H7万円 エコキュート5万円	いずれか低い方	
業務用産業用	EMS		_		1/2以内	なし	1/0N#	
EMS 計測·制御 IoT化機器	IoT化機器		_		1/2以内	業務用EV充放 電装置のみ 7万円	1/2以内	

- ※ 蓄電システムに関して、補助対象設備の設備費が目標価格以下の設備のみ補助対象とする。
- ※目標価格を判定する保証年数はSIIに事前登録されている目標価格判定用保証年数とする。
- ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される 蓄電池部の容量とする。
- ※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量の内、計算値と計測値の何れか低い方を適用する。

1-9.申請単位と回数

(1)申請単位

原則、リソースアグリゲーターとVPPリソースの制御に関する契約を締結する事業所(住宅)単位と する。(申請スキームについてはP.16補足3参照)

(2)申請回数

同一事業者による申請回数の上限は設けないが、予算額上限となった場合は調整を行う場合がある。ただし、同一事業所(住宅)における申請は1回のみとする。

1-10.上限額•下限額

1申請あたりの補助金上限額は、1億円とする。

1申請あたりの補助金下限額は、4万円とする。

1-11.補助事業期間

(1)補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降とする。 ※補助対象経費に係る契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

(2)補助事業完了日及び実績報告提出期限

補助事業の完了日は、設置工事を完了し、VPPリソースの試運転の完了及び検収した日もしくは、 補助事業者における支出義務額(補助事業に要する経費全額)を支出完了(精算を含む)した日 のいずれか遅い方とする。

実績報告は、事業完了日から30日以内または平成30年2月16日(金)17時(必着)のいずれか早い日までに提出すること。

- ※申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。
- ※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

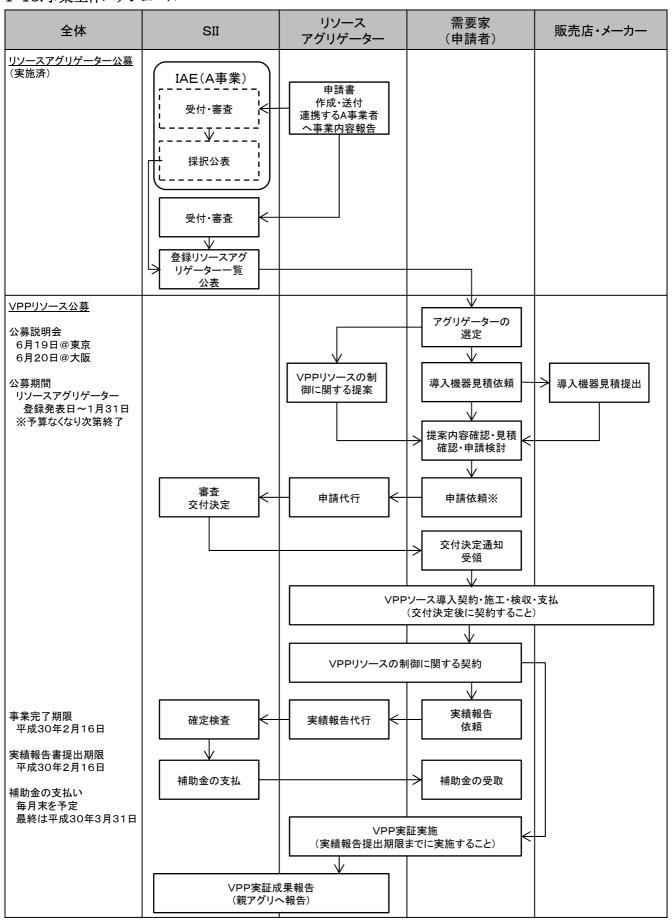
1-12.公募期間

リソースアグリゲーター登録発表日から平成30年1月31日まで随時

- ※交付申請書は、配送状況が確認できる手段で送付すること(直接、持ち込みは不可)。
- ※予算額に達する申請があった場合は公募を終了とする。
- ※予算額を超える申請があった場合は、SIIのホームページにて公表をする。

その場合の申請の取り扱いについては、SIIのホームページを確認すること。

1-13.事業全体スケジュール



※産業用蓄電システムの場合は申請代行前に「電気事業者が発行した系統連系に係る契約案内文書等」を取得すること

【補足2】共同実施について

(1)ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、設置事業者との共同申請を行い、ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- シェアード・セイビングス契約に限る(ギャランティード・セイビングス契約等は対象外)。
- 導入効果がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESC O料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とESCOの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)使用することを前提とした契約とすること。

(2)リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設置事業者(設備使用者)とリース事業者等との共同申請を行い、リース 事業者は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、処分制限期間(法定耐用年数の間)使用することを前提とした契約とすること。
- 残価設定付リースの申請は受け付けない。

(3) 商業用ビル等の場合

- 補助事業者が建築物の所有者の場合は、設備を所有する者が代表して申請することとする。但し、 店子が存在する場合は店子が設備を適切に使用することを確認し、店子との契約書等の写しを提 出するものとする。
- 補助事業者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合)は、建築物の所有者の 承諾書(設備設置承諾書)を提出するものとする。
- 補助事業者が店子(X)であり、かつそのエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者(Y、Z…)を含む場合は、他のエネルギー使用者(Y、Z…)が設備を適切に使用することを確認し、店子(X)と他のエネルギー使用者(Y、Z…)との契約書等の写し及び建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

(4)貸与する場合

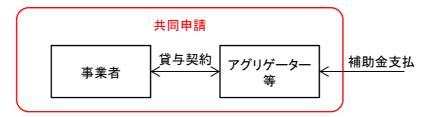
- 貸与する場合は、設置事業者との共同申請を行い、貸与事業者は1申請につき1社とする。
- 貸与料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、貸与料金、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、貸与とそれ以外の併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)使用することを前提とした契約とすること。

【補足3】共同申請について(パターン別申請スキーム)

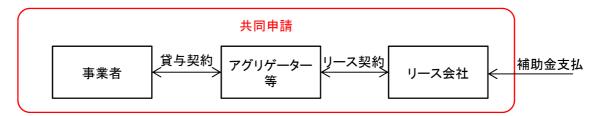
① 申請事業者が直接リースを活用する場合



② 蓄電池はアグリゲーター等が所有して貸与する場合



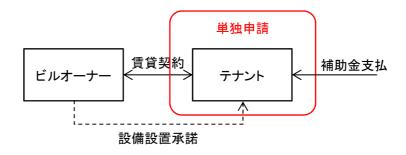
③ ②のスキームでアグリゲーターがリースを活用する場合



④ ESCOで導入する場合



(参考)テナントビルでテナント資産として導入する場合



【補足4】財産処分について

本事業は、VPPリソースとして活用するための機器に補助を行うことを目的としている。よって、処分制限期間内に、下記のようにVPPリソースとして活用できなくなった場合は、交付規程第22条に則り、財産処分が必要となる。契約するリソースアグリゲーターと、導入した蓄電池等がバーチャルパワープラントに活用できなくなった場合の財産処分の補償についての事前に取り決めておくこと。

- リソースアグリゲーターとのVPPリソースの制御に関する契約が解除され、VPPリソースとして活用できなくなった場合
- リソースアグリゲーターが何らかの事情(倒産等)でVPPリソースの制御を継続できなくなり、VPPリ ソースの制御を代替する事業者が一定期間、見つからなかった場合
- その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付・担保・廃棄・取り壊し)

【法人および個人事業主の場合】

法人および個人事業主の場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の償却資産登録日を起算日とする。
- 処分制限財産をVPPリソースとして使用しなくなった日を処分日とする。
- 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に 記載がある設備別の法定耐用年数とする。(会計・税務上の法定耐用年数とは異なる場合がある ので注意すること)
- 決算日は補助事業者の決算日とする。
- 減価償却方法は事業者の減価償却方法(定率法or定額法)を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

【個人の場合】

個人の場合、償却資産登録や減価償却等が発生しないため、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- 処分制限財産をVPPリソースとして使用しなくなった日等を処分日とする。
- 処分制限期間は4年とする。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に記載がある「別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表」、「機械及び装置」の「4年」を適用する)
- 計算用の決算日を3/31とする。
- 減価償却方法は「定率法」を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

【補足5】利益排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと捉えられる。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱う。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者自身の場合、利益等排除の対象とする。

2. 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価を以って補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明を以って原価として認める。

例) 売上原価/売上高(直近年度単独決算報告)を以って利益相当額を排除する。

<利益等排除の考え方>

区分	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から
3社見積の場合	利益排除不要	利益排除不要	3社見積参加不可
特命発注の場合	利益排除については 事由書で判断	利益排除については 事由書で判断	利益排除

2-1.交付申請時の提出書類

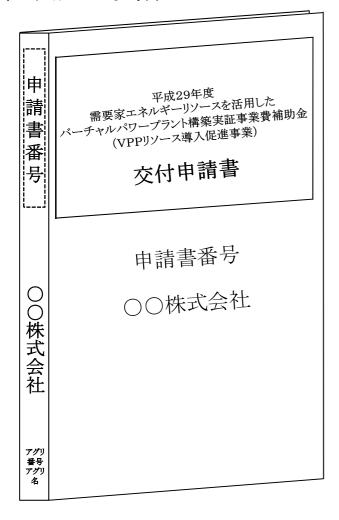
No.	書類名称	書式	ポータル出力	法人	個人	備考
1	交付申請書	様式 第1	•	•	•	
2	 交付申請書(別紙) 	別紙1	•	•	•	
3	役員名簿	別紙2		•		共同申請者含め全社分
4	補助事業申請同意書	指定		•	•	申請代行者を通して補助事業へ申請することへ の同意書 共同申請者含め全社分
5-A	 実在証明書類 	自由			•	運転免許証、健康保険被保険者証等
5-B	商業登記簿謄本 (現在事項全部証明書)	自由		•		コピー可、発行から1年以内のもの 共同申請者含め全社分 ※個人事業主の場合は、青色申告決算書の写し を添付すること
6	実施計画書	指定	•	•	•	VPPサービス内容、経費の計画等
7	見積書	指定自由		•	•	写しを提出、家庭用の場合は指定様式 産業用・業務用の場合は自由様式 ※実績報告時は三者見積りを提出
8	設備の製品カタログ/設備の仕様書(家庭用蓄電システム以外)	自由		•	•	見積を取得した設備メーカーの製品カタログ、 メーカー発行の仕様書 ※対象範囲を赤枠で囲むこと
9	電気事業者が発行した系統連系 に係る案内文書等	自由		Δ	Δ	産業用・業務用のみ
10	単線結線図	自由		Δ	Δ	産業用・業務用のみ ※対象範囲を赤枠で囲むこと
11	配置図	自由		Δ	Δ	産業用・業務用のみ ※対象範囲を赤枠で囲むこと

<下記の書類は必要に応じて提出>

12	設備設置承諾書	指定		Δ	Δ	店子等(設置場所の所有者以外)の場合は、オーナーの承諾書を添付すること
13	リース契約内容申告書 リース料金計算書	指定	•	4	Δ	リースの場合のみ
14	ESCO契約書	自由		Δ	Δ	ESCOの場合のみ

2-2 交付申請書のファイル作成

◇ファイリングの参考例

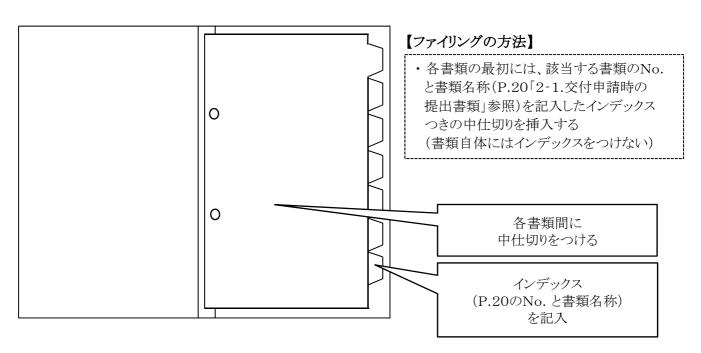


【ファイルの作成方法】 指定ファイル: A4判・2穴タイプ ※ 背表紙があるファイルを使用

- ・申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ)でとじ、 表紙には下記の項目を記入すること。
 - ① 事業名称
 - ② 申請書番号(※)
 - ③ 事業者名

背表紙には下記の項目を記入すること。

- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名
- ※補助事業ポータル入力時に発番される。
- ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにすること。
- ・全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- ・袋とじは不可。
- ・書類のホチキス止めは不可。



2-3.書類提出先と受付期間

補助事業ポータルでの必要事項の入力が完了し、「P.20 2-1 交付申請時の提出書類」に記載された交付申請書類を作成後、ファイリングした申請書類一式(正本)を下記の受付期間中に郵送する。持ち込みは受け付けない。

≪受付期間≫

リソースアグリゲーター登録発表日 ~ 平成30年1月31日(水) 17時(必着)

- ※上記期間内であっても、予算額に達する申請があった場合は公募を終了とする。
- ※補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。
- ※申請書類は、配送状況が確認できる手段で郵送すること(<u>直接持ち込みは不可</u>)。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
- ※郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※申請書類一式の中に不備書類や不足書類がある場合、不受理扱いや審査対象外とすることがある。
- ※申請書類は返却しないため、必ず副本を控えておくこと。

≪書類提出先≫

T115-8691

赤羽郵便局 私書箱15号

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ 審査第3グループ 平成29年度「需要家側エネルギーリソースを活用した バーチャル パワープラント構築実証事業費補助金」 交付申請書在中
- ※ 上記をコピーし、宛先として使用してもよい。
- ※ 郵送時は、必ず<u>赤字で「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業</u>費補助金」交付申請書在中 と記入のこと。

≪お問い合わせ先≫

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 需要家側エネルギーリソースを活用した バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金 補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3960

<受付時間:10:00~12:00 13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

ホームページ:http://sii.or.jp/ メールアドレス:vpp_info@sii.or.jp

2.交付申請~採択

2-4.審査及び交付の決定

SIIは交付申請書受理後、順次、申請内容の審査を実施する。

SIIは交付申請書に記載された事業内容等について、必要に応じてリソースアグリゲーターに対しヒアリング等を行う。審査の結果、事業内容・計画に問題が無いと判断した場合、SIIは補助事業者に対して交付決定を行い、交付決定通知書の郵送をもって補助事業者及びリソースアグリゲーターに通知する。

- ※ 申請書類に不足及び不整合がないもの、また不足及び不整合が解消されたものから順次交付決定を行う。
- ※ 交付決定通知書は、補助事業者とリソースアグリゲーター双方に送付される。
- ※ リソースアグリゲーターとのエネルギー管理支援サービス契約及び補助対象経費に係る契約・発注行 為は必ず交付決定日以降に行うこと。
- ※ 交付決定情報については、統計的なデータに纏めた上で、SIIのホームページに掲載することがある。

3-1.補助事業の開始

補助事業者は、SIIから郵送される交付決定通知書に記載された交付決定日以降、初めて補助対象経費に係る契約・発注や、リソースアグリゲーターとのエネルギー管理支援サービスの契約等を行うことができる。

3-2. 計画変更等について

補助事業者及びリソースアグリゲーターは、事業の実施中に事業内容や計画に変更が生じた場合、予めリソースアグリゲーターよりSIIに報告し、その指示に従うこととする。また、事業完了の遅延が見込まれる場合も同様に、リソースアグリゲーターより速やかにSIIへ報告を行うこと。

- ※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められない。
- ※ 詳細はP.28「補足6事業内容に変更等がある場合について」を参照のこと。

3-3. 中間検査について

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査(現地調査を含む)を行うことがある。その場合、補助事業者及びリソースアグリゲーターは、SIIの指示に従い、対応すること。

3-4.補助事業の完了

補助事業の完了日は、設置工事、システムの試運転の完了及び補助事業者における支出義務額(補助対象経費全額)を支出完了(精算を含む)した日とする。

※ 包括クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認められない。

3-5.実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業の完了日から30日以内又は平成30年2月16日17時(必着)のいずれか早い日までに、リソースアグリゲーターに依頼し、実績報告書を提出しなければならない。リソースアグリゲーターは、補助事業ポータル上で必要事項を入力して必要書類を作成の上、全ての必要書類を揃えて、実績報告書兼精算払い請求書をSIIに提出すること。

SIIは、実績報告書兼精算払い請求書を受理した後、書類審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者及びリソースアグリゲーターに速やかに通知する。

- ※ 補助金額は、実績報告後のSIIの審査で決定する。
- ※補助事業者自身の調達による補助金額の確定は、製造原価・工事原価を以って補助対象経費とする。
- ※ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益 相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とする。
- ※ 詳細はP.18補足5を参照のこと。

3-6. 補助金の支払い

SIIは、額の確定通知書を郵送後、速やかに補助事業者に対し補助金を交付する。

3-7. 実証への参加について

東京電力管区、関西電力管区、九州電力管区へ導入するVPPリソースの内、I-b電源の実証を行うVPPリソースは、平成30年1月に実施予定のVPP実証に参加すること。その他のVPPリソースは親アグリゲーターが個別に実施するVPP実証に参加すること。

3-8. 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等(取得財産等)について、補助事業の完了後に おいても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、リソースアグリゲーターと 共にその効率的、効果的運用を図る必要がある。

また、処分制限期間内に取得財産等を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

3-9.交付決定の修正または取消、補助金の返還、罰則等について

補助事業者及びリソースアグリゲーターによる事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の修正または取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- 補助事業者及びリソースアグリゲーター等の名称及び不正の内容の公表。

3-10.暴力団排除について

- (1)暴力団排除に関する下記①~④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、 本補助金の交付対象とはならない。
- (2)補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①~④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。
 - この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し受けない。
 - ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は 法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は 代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を 有しているとき
- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることになる。
- (4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。(個人での申請は除く)

3-11.個人情報の取扱について

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等に利用する他、SIIが主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。 また、上記に加え国、IAE、D事業の採択事業者が利用する場合がある。

【補足6】事業内容に変更等がある場合について

申請した事業の内容を変更する場合は、必ずリソースアグリゲーターより事前にSIIに連絡すること。SIIの 指示に基づき所定の書類を提出し、確認又は承認を受ける必要があるため、必ず時間に余裕をもってSII に連絡すること。なお、事業の目的に沿わない変更等については承認されないことがある。

		書類名	備考
	代表者名、事業者名、住所、担当者等の変更	申請情報変更届	所定の書類を提出すること
補助金	法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変 更されるとき	補助事業計画変更 承認申請書及び 補助事業承継承認 申請書	所定の書類を提出の上、SIIの承認を得ること
交付前	システムや機器の仕様、数量、金額等が変わるとき	補助事業計画変更 承認申請書	所定の書類を提出の上、SIIの承認を得ること
	調達先や製造事業者事由で型番等に変更があるとき	事業計画変更届	所定の書類を提出すること
	事業完了が遅れる見込みと判断されるとき	補助事業事故報告書	所定の書類を提出の上、SIIの指示を受けること
	事業完了後、取得財産の利用目的変更、処分等をしたいとき	補助事業財産処分 承認申請書	所定の書類を提出の上、SIIの承認を得ること
補助金	代表者名、事業者名、住所、担当者等の変更	申請情報変更届	所定の書類を提出すること
交付後	財産処分を伴わない軽微な事業内容の変更 (契約アグリゲーターの変更等)	事業計画変更届	所定の書類を提出すること
	財産処分を伴わない共同申請者の変更 等	補助事業計画変更 承認申請書	所定の書類を提出の上、SIIの承認を得ること

交付申請書

1/2 (様式第1) 申請書番号 VP-000000000000 平成29年6月26日 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 赤池 学 殿 住 所 東京都中央区銀座○丁目○番○号 申請者 称 株式会社〇〇〇〇 名 代表者 代表取締役 環境 太郎 印 共同申請者1 住 所 名 称 代表者 印 共同申請者2 所 称 代表者 印 共同申請者3 称 代表者 印 平成29年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金 交付申請書

需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金交付規程(SII-29E-規程-001。以下「交付

無要家側エイルイーターへを活用したパータープタンド再案を証券業育用が重交り放在(SII-29E-放在-001。以下交別 規程」という。)第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。 なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法 律施行令(昭和30年政令第255号)、需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業補助金交付要綱(2 0160406財資第34号。以下「交付要綱」という。)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

交付申請書

2/2

記

1. 補助金交付申請額				
(1) 補助事業に要する経費			2, 559, 600 円	
(2) 補助対象経費			2, 340, 000 円	
(3) 補助金交付申請額	366,000 円			
2. 補助事業に要する経費、補助対象組	圣費及び補助金の配分	質(別紙1)		
3. 役員名簿 (別紙2)				
4. 補助事業の開始及び完了予定日	平成29年8月1日	~	平成29年9月1日	

※1 一般社団法人環境共創イニシアチブの需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワーブラント構築実証事業費補助金は、経済産業省が定めた交付要綱第3条に基づく国庫補助金を交付するものです

るものです。 ※2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。 補助金所要額ー消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金額

交付申請書(別紙)

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位 円)

				(112 13)
補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
I. 設計費	_	_	_	_
Ⅱ. 設備費	1, 400, 000	1, 390, 000	1/2以内	266, 000
Ⅲ. 工事費	960, 000	950, 000	1/2以内	100, 000
IV. 諸経費	_	_	_	_
消費税	189, 600	0	_	0
슴計	2, 559, 600	2, 340, 000		366, 000

役員名簿

別紙2

役員名簿

氏名 カナ	氏名 漢字	和暦	生年	月日月	日	性別	会社名	役職名
カンキョウ タロウ	環境 太郎	S	30	03	24	M	株式会社〇〇〇〇	代表取締役
セツデン ジロウ	節電 次郎	S	40	01	05	M	株式会社〇〇〇〇	常務取締役
ショウエネ ハナコ	省得根 花子	Н	01	12	24	F	株式会社〇〇〇〇	取締役営業本部長
						,		
				×				

(注) 役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字 (全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成は H、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載す る。(上記記載例参照)。 また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

補助事業申請同意書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

平成29年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金 (VPPリソース導入促進事業)

補助金及び交付申請に関する同意書(法人用)

- 1. **交付申請**:申請者は、本補助金の交付規程、応募要領、申請の手引きに記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ (以下、「SII」という。) に必要な申請書類をご提出ください。なお、提出された申請書をSIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを、申請者が承知した上で申請を行ってください。
- 2. **交付決定通知受領前の補助対象機器の設置の禁止**:交付決定通知書を受領する前に補助対象機器の設置工事に着手した場合(設置工事が不要な補助対象機器は使用を開始した場合)は、それが補助対象機器であっても本補助金の交付対象となりません。
- 3. **重複申請の禁止:**申請者は、申請案件について他の国庫補助事業等で補助金の交付を受けている場合、本補助金の申請をすることができません。
- 4. 申請の無効:申請者は、S11に提出する申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本同意事項及びその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、又は調査等により交付対象とならないことが確認された場合、S11はただちに当該の申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。
- 5. 債権譲渡の禁止:申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するSIIに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、又は担保に供することはできません。
- 6. 申請代行者による申請手続き:申請者は、本補助金の申請をSIIが登録したリソースアグリゲータ(以下、「申請代行者」)に依頼しなければなりません。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。
- 7. 申請の変更及び取り下げ:申請者は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請書に記載する内容の変更はできません。やむを得ず変更を希望する場合は、速やかに申請代行者に連絡し、申請の取り下げ・変更依頼を行ってください。申請者が本項に規定する連絡を忘ったことにより、SIIによる申請に係る審査ができない場合、SIIは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。申請の取り下げ又は申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、SIIの故意又は重過失に起因する場合を除き、SIIは申請者に対して一切の責任を負いません。
- 8 実証への参加:申請者は、親アグリゲータと協力してリソースアグリゲータが実施する実証へ、本補助金で導入した設備を用いて参加しなければなりません。実証へ参加しなかった場合、支払済みの補助金であっても返還が発生する場合があります。
- 9. 導入設備の維持・運用:申請者は、法定耐用年数の間、導入設備等を継続的に維持運用しなければなりません。取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとする時や、本補助金の目的通りに使用しなくなった場合は、予めSIIの承認を受けなければならなりません。その場合、補助金の返還が発生する場合があります。
- 10. **調査等への協力:** SIIは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所(住所)への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はSIIの求めに応じて、これらの調査等に協力しなければなりません。
- 11. 免責: SIIは、機器の不具合や故障、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、SII及びSIIから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(SIIが定める郵送先に到着し、SIIによる引き取りを行った時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、SIIはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。また住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知物又は送付書類が延着、不着となった場合も同様に、SIIは当該通知物又は送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。
- 12. 個人情報の管理: SIIは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。 SIIは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でSIIが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。 また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。
- 13. 事業の内容変更、終了: SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がSIIの故意又は重過失による債務不履行又は不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更及び本同意事項の変更についてはSIIホームページ及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなします。

上記の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

会社名	株式会社〇〇〇〇	
氏名	環境 太郎	印

実施計画書

(指定)

アグリゲーター番号 VP000

申請書番号

VP-000000000000

平成29年度 需要家側エネルギーリソースを活用したパーチャルパワープラント 構築実証事業費補助金に関する実施計画書

設備使用者情報

設備使用者	株式会社〇〇〇〇	会社法人等番号	0000000000000
実施場所	東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号	電力管区	東京電力管区

東泰梅草

親アグリゲーター	□□□□株式会社								
開始予定日	平成29年8月1日				完了予定日	平成29年9月1日			
	設備種別	選択	台数	定格出力(合計値)	制御出力				
				kW	电源I-bDR	小売向けDR	上げDR	他	
Į.	家庭用蓄電池	a	311	5, 5	3	0	0	0	
	產業用蓄電池		5 400		48		400		
Į.	エコキュート				II.				
VPPリソースと VPPサービス内容	V2H (EV)								
	エネファーム								
	空調					12	1		
	コジェネ	1			4		120		
	自家発電		- 1		-8	8	*		
	その他1	0				\$ \$	100		
Į.	その他2				As .	k A	100		
Į.		合計							
Į.	その他1設備	EMS機	器一式				-		
	その他2設備								
サービス契約年数	5	年							
リース	リース有無		有	リース契約期	間 72 7	72 ヶ月			
ESC0	ESCO有無		有	ESCO契約期間	72 7				
担保の有無	有 借入先(有の場合のみ)			$\nabla\nabla\nabla\nabla\nabla\nabla\nabla$	VVVVV				

補助事業経費の計画

経費 区分	補助事業に要する経費	内、補助対象経費	補助金の額 ^申
設計費	0	0	0
設備費	1, 400, 000	1, 390, 000	266,000
工事費	960, 000	950, 000	100,000
請経費	10,000	0	.0
消費税	189, 600	0	6
合 計 額	2, 559, 600	2, 340, 000	366,000

※1円未満は設備費、工事費それぞれで切り勢てとする。

UL

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、顧位置とする。

※ リース、ESCOを活用する場合は、それらの事業者と共同で申請すること。

見積書(指定) ※家庭用のみ

定)						-	平成 2	9年 6月 25
		御	見積書	<u>+</u> Ī				
株式会社〇〇〇〇		你一一						
下記の通りお見積もり申し上げま	 :す。	御中	見積り発行者:	0000	◇株式会ネ	+		
			住所:	東京都港	区六本木(申	<u> </u>
工事件名: 〇〇〇〇	0000000	00	電話番号:	03-0000	0-0000			
有効期限: 平成29年(-					
特記事項:			-					
	2	.,559,600 (税込)						
項目		型 番	単	価	数量	単位		金 額
<補助対象設備費>								
家庭用蓄電システム		000000	1,290	0,000	1	台		1,290,0
EMS機器		ΔΔΔΔΔΔ	100	,000	1	台		100,0
V2H装置						台		
エコキュート						台		
補助対象設備費小計						1		1,390,0
<補助対象工事費>								
家庭用蓄電システム設置費			850	,000	1	式		850,0
蓄電システム以外の設置費			100	100,000 1 式			100,0	
補助対象工事費小計	-				•	'		950,0
<補助対象外設備費>								
補助対象外設備費			10,	000	1	式		10,0
補助対象外設備費小計								10,0
<補助対象外工事費>								
補助対象外工事費			10,	000	1	式		10,0
補助対象外工事費小計								10,0
諸経費			10,	000	1	式		10,0
	※蓄電	システム以外はメーカー	型番を記入すること		/]\	8+		2,370,0
					消	費税		189,6
					合	2 +		2,559,6
【補助金額内訳】								
項目	蓄電容量	定格出力	保証年数	目標	票価格	補助基準	補助率	補助金額
家庭用蓄電システム	1							
EMS機器								
V2H装置	_		自動					
エコキュート	<u> </u>					ļ		
【補助金情報】								
区分		補助対象経費		補助対	象外経費			補助金額
設備費		1,390,000		10,	000			266,000
工事費		950,000		10,	000			100,000
合計		2,340,000		20,	000		366,000	

設置承諾書

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合に作成が必要。これに該当しない場合は作成不要。

設備設置承諾書

承諾した年月日を記入。

平成 29年 〇月 〇日

一般社団法人環境共創イニシアチブ 代表理事 赤池 学 殿

承諾者は代表者または賃貸契約の契約権限者のものとする。 ※原則、建物登記簿に記載されている建物所有者とすること。

住 所 東京都港区〇〇一丁目1番1号

名 称 □□産業株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

承諾者にあわせて「当社」「私」を適 宜選択すること。

当社(私)は、需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築 実証事業費補助金交付規程第7条、第25条および第26条の規定により財産処分の制 限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、 下記のとおり設置されることを承諾します。

注意) ここで改ページする!

設置承諾書

記

建物の登記簿謄本に記載された内容と 一致すること。

補助事業ポータルに登録した設備使用

者の情報と一致していること。

1. 建物の所在地および名称

名称:000000

2. 設備の設置者

名称: ○○○○○○

補助事業ポータルに登録した「補助事業 の名称」より内容を転載。

補助事業ポータルに登録した設備の仕

様、台数等の内容と一致していること。

3. 補助事業の名称

4. 設置される設備の概要

製品名:000000

型番:000000

台数:00台

5. 処分制限を受ける期間(設備の法定耐用年数を記載する)

〇〇年

導入予定設備の内、最長の法定耐用年数 を記載すること。

※ 申請者及び承諾者が本紙のコピーを保管すること。

リース契約内容申告書 リース料金計算書

(指定) VP-000 アグリゲーター番号 申請書番号 VP-000000000000 平成29年6月25日 記入日: 平成29年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント 構築実証事業費補助金に関するリース内訳書 契約者情報 契約者 株式会社〇〇〇〇 リース事業者 リース事業者 〇〇〇〇リース株式会社 印 支店部署名 東京本店 代表者名 担当者名 部署/役職 ××事業部 電話番号 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000 メールアドレス abcdefg@000.00.jp リース料内訳 円 (税抜) 設備費 596,000 工事費 10,000 (税抜) リース契約期間 物件金額 50, 000, 000 100 ケ月 (税抜) 補助金充当後の 補助金申請額 170,000 40,000,000 (税抜) (税抜) 物件金額 保険料·諸税等 保険料·諸税等 5,000,000 1,000,000 (税抜) (補助金なし) (税抜) リース対象元本 (補助金なし) リース対象元本 50,000,000 40,000,000 (税抜) (税抜) 金利 (%) 金利 (%) % % 10 5 (補助金なし) 金利 (金額) 金利 (金額) 8,000,000 12,000,000 (税抜) (補助金なし) (税抜) リース料合計 55,000,000 (税抜) リース料合計 15, 000, 000 (補助金なし) (税抜) 以上 (備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。 ※ リース、ESCOを活用する場合は、それらの事業者と共同で申請すること。

5. 資料

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一五二号

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 補助金等の交付の申請及び決定(第五条—第十条) 第三章 補助事業等の遂行等(第十一条—第十六条)

第四章 補助金等の返還等(第十七条一第二十 第五章 雑則(第二十一条の二一第二十八条) 第六章 罰則(第二十九条一第三十三条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る 第一条 予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び 補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の 決定の適正化を図ることを目的とする。

この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるもの 第二条 をいう。

- 補助金
- 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
- 利子補給金
- その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- - 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で 補助金等を直接又は 間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って 交付するもの
 - 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その
- 交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の
- 受金の設備の対象となる事務又は事業をいう。 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条 に 規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項 に規定する各省各庁

(関係者の責務)

- 第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が 国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し 補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努め
- 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の 間のサポーサスの間は間のサポーサポーサインには、ボッシュサルコにかっていた。 ・ 貴重な財際できかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助を等の交付の目的 又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助 事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令 に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で 定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な 事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその 定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

- (新)が重等の次川の人に) 第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の 審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び 予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、 金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、 すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければ
- 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の 決定をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該各省各行の長と異なる機関が 当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の 事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を 定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- ため、かってんどなな、するようなのがいればならない。 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金 等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするとができる。 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定を するに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしな ければならない。

(補助金等の交付の条件)

- 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定め る補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を 附するものとする。
 - 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の 使用方法に関する事項
 - 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合に おいては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと
 - 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受ける
 - 五. 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった
 - 場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきとと。 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認め かれる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した
- られる場合においては、当該補助金等の交付の目的に及しない場合に取り、そのと行した 補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で 定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等 の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするよう なものであつてはならない。

(条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなける。 第八条 ればならない。

(申請の取下げ

- 第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、 当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、 各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

- 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更 により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、 又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等 のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、
- 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は 一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要と
- なつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

- 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した 十一条 補助事業者等に、法令の疋亚いに補助金等の父行の状定の内容及いこれに附した 条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業 等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、 その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の 目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な 管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他
- の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、 交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的 に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の 目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

(从仇戒官) 第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に 関し、各省各庁の長に報告しなければならない。 (補助事業等の遂行等の命令)

- 1919年来等の返り等の中で) 十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が 補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるとき は、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき (補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助 事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければ ならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。 (補助金等の額の確定等)
- 第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を 受けた場合においては、駅台事等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件 に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額 を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。 (是正のための措置)

- 第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を 受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容 及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させ るための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。
- 2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

- 第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他 補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又は これに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部
- 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他 間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後に おいても適用があるものとする
- 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。 (補助金等の返還)
- 第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の 当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、す その額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければ
- 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項 の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことが

(加算金及び延滞金)

- 第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による 処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る 補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付し た場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセント
- で割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

 補助事業者等は、補助金等の返還を命ずられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で
- 定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、 加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の 事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を 一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、 国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐ ものとする

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しく は一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業 者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財 産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し 交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。
- 第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、 補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、] 事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが できる
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなけれ ばならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (不当干渉等の防止)
- 第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に 従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的 を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して 干渉してはならない。

(行政手続法 の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成 五年法律第八十八号)第二章 及び第三章 の規定は、適用しない。

(不服の申出)

- 第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令 その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港湾 法 (昭和二十五年法律第二百十八号)に基く港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるとこ ろにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。
- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があったときは、不服を申し出た者に意見を 述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければ
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

- 第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を 各省各庁の機関に委任することができる。
- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことと することができる。
- 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十 七号)第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。
- (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 の適用除外)
- 第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等 における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条 及び 第四条 の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請 書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載 された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき 事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして 各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等 の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

- 第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、 当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものを いう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。
- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の 提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該 提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する 補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。 (政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付 若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを
- 2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。
- 第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他 の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ を併科する。
- 第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
 - 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
 - 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項に おいて同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人 又は人に対し各本条の罰金刑を科する。
- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が 訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する 法律の規定を準用する。
- 第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。
- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、 その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各 本条の刑を科する。

附則抄

- 1 この法律は、公布の目から起算して三十目を経過した目から施行する。ただし、昭和二十九 年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、 適用しない
- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている 事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則 (昭和三四年四月二〇日法律第一四八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の施行の目から施行する。 (公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)
- 7 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定 は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当 手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている 場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の 例による。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て (以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の 施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の 施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合 の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服 申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 (昭和四五年四月一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第 十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に 相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他 の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定に かかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過 措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える 改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る 部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定 (同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第 十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の 合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除 く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項 及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百 六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の目

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の 施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行 する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の 事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により 当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の目前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

- 第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁 (以下この条において「処分庁」という。) に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政 庁(以下この条において「上級行政庁」という。) があったものについての同法による不服申立 てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみな して、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみ なされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。
- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条 第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例 による。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務について は、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるも の及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から 検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
- 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよ う、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済 情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の 体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の 効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の 措置を議ずるものとする。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法 律第百五十一号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

ー般社団法人 環境共創イニシアチブ 需要家側エネルギーリソースを活用した バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

TEL 03-5565-3960

Mail vpp_info@sii.or.jp

<受付時間:10:00~12:00 13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>